

産廃中間処理施設建設計画における

新城市議会の活動報告

報告：経済建設委員会

2014年12月

# 経済委員会として産廃経過を初確認

日時

H25年11月27日

報告者

環境部

報告内容

- ・これまでの経過

# 産廃条例可決

日時	H25年12月20日
議会名	12月定例会
議決結果	全会一致
施行日時	H26年4月1日

# 意見書可決

日時	H26年3月20日
議会名	3月定例会
議決結果	全会可決
意見書主旨	

- ①新城南部企業団地開発の主旨の尊重と、産廃業進出への慎重な対応を要請。
- ②今回の事例の再発防止対策の要請。
- ③申請に対する慎重かつ厳正な審査を要請。
- ④県全体の地域循環型社会の構築を要請。

# 新城市議会3月定例会一般質問

## ＜産廃関係質問者＞（敬称略）

- ◆山口 洋一 「産業廃棄物の中間処理業者の進出について」
- ◆白井 倫啓 「新城南部企業団地の産廃施設建設計画について」
- ◆浅尾 洋平 「産業廃棄物中間処理施設について」

# タナ力興業社長との質疑

- 日時 H26年4月17日 午前10時～11時56分
- 場所 新城市議会 委員会室
- 会議名 経済建設委員会 部会
- 参加者(敬称略) 市議会議員 滝川、白井、山崎、山口、打桐、  
夏目(経済建設委員会全員)
- 説明者(敬称略) (有)タナ力興業社長
- 会議公開 市議会議員のみ公開
- 議事録音 公開

# タナカ興業社長説明内容概要

- 1.黒田地区の土地の取得は千載一遇のチャンスと捉えている。
- 2.脱臭に対しての対応策もメドが見ついた。
- 3.東三河、愛知県随一の発酵処理施設を作りたい。
- 4.発酵処理施設が世間に必要とされるという信念で、住民の方にご迷惑をかけない形でやらせて頂きたい。
- 5.一次発酵・二次発酵を40日で行う。
- 6.攪拌すると臭いが発生するので、搬入時に汚泥等と木質系チップを攪拌し、一次発酵施設に置き、後は下からの通気で発行を促進させる。

7.ロックウール脱臭システムを予定している。このシステムの稼働状況を確認(2ヶ所)し、非常に優れていると確認している。

8.建物を負圧に整えれば、外へ臭気が出ることはないと確信して建築確認を出した。

9.建築制限等の縛りが無い土地が確保できたので、確実な建物を作り、脱臭システムと併せて、臭気で迷惑をかけることはないと確信して進めている。

10.細谷工場の土壌脱臭方式の通気性の悪さを解決できる方式が、ロックウール脱臭システムと判断した。

11.臭い対策として、搬入車両の出入りの時のドアの開け閉めもポイントと考えている。

12.隣地土地所有者(大森木材)との面談は2回行った。2回とも快くお会いして頂いたが、承諾は得られなかった。

13.信頼関係を築くために話し合いは必要と考える。話し合いのために事業開始を長期に延ばすわけにはいかないが、誠意を持って対応する。

14.地域雇用については、十分に考える。

15.堆肥は田原市の農家に納入している。

16.環境保全の誓約書の通り、事故等が発生した場合は、直ちに操業を停止し、応急の措置を講じる。

17.肥料として様々な失敗を経験し、何とか田原市内で使ってもらえる様になった。これまでの経験を活かし、黒田地区では、温室で使えるような肥料を目指す。

18.原料の種類は、チップ、汚泥、食料品残渣である。

19.搬送車は、10トン、4トントラック。現状の防臭対策として、水密式コンテナ又は荷台にシートをかけている。迷惑をかけることはないと思う。

20.原料は、愛知県、静岡県から搬入する。

21.重金属の検査は、年3～4回実施している。

22.臭気検知は、1日1回程度、脱臭装置の入口と出口で、北川式ガス検知管で調べる。人間の鼻による測定が一番と考えている。

23.建物は負圧構造で行う。これまでは、法令に縛られ、希望通りの建て方が出来なかったが、今回は構想通りの建設が可能。

24.処理工程で、水は使用しない。原料の水分をチップで調整する。

25.処理工程で発生する汚水は、マイクロバルブ処理を行い、二次発酵槽の散水に使用。外部への放水はしない。

- 26.敷地内はコンクリート床構造のため、地下浸透は無い。工場敷地は地面より高くするため、雨水の進入も無い。
- 27.工場近辺での徐行運転等に気を付けて、搬入・搬出を行う。
- 28.搬入口の二重シャッターの動作は、手動・自動共可能とする。
- 29.負圧・密閉構造のため、特に工場内の夏場の暑さ対策は、重機内のエアコンで対応できると考えている。
- 30.24時間排気システムとする。停電対策として、自家発電装置を設置する。
- 31.日処理量は、色々な対応を積み重ねながら増やしていく。
- 32.出す方、運ぶ方、処理する方の三者協定(お互いが責任を果たすように監視し合う)もあり、廃棄物はマニフェストで管理されているので、互いの責任は明確になる。

33. 負圧構造は、消防法等について準拠して対応する。

34. 運搬途中での廃液漏れは、これまで無かった。運搬業も認可が必要な業である。心配は、工場内の脱臭。

35. 今後、年内に工場を完成させ、県から1月か2月初めには、許可証が出ると考えている。

36. 新城工場が操業しても、細谷工場は継続させる。

37. すぐには最大処理量120トン/日とはならないが、工場面積は、最大処理量に対応できる。

38. 東細谷工場は、攪拌により発酵促進をさせていたが、新城工場は下からの強制通気。方式の変更により、面積が縮小できるため、3、4割増しで可能と判断した。

39.最大処理量となった時の製品の保管場所として、将来的には倉庫を建設する予定である。

40.一次・二次発酵槽どちらも脱臭する。工場内に「槽」という小部屋を作り、各々の小部屋を脱臭する。

41.完熟堆肥までの必要日数40日の根拠は、ナショナルの全国50カ所の実績である。

42.木質チップは、爪楊枝を4つ切りにしたくらい小さい。全て購入したものである。以前、自社チップを使用したことがあるが、農家の評判が悪く、1年程度で止めた。

43.木質チップの混入は、農家の要望が多いため、続けている。

44.発酵を促進させるために、EM菌を使ったこともあるが、現在は常在菌のみで発酵させている。

45.食料品残渣は、製造過程(弁当、加工品等)で出るもの。動物の死骸などを扱えば、廃棄物処理法違反となる。

46.塩分の多いものは避けている。みそ屋、醤油屋の汚泥は断っている。

47.重金属が混じる可能性があるものは、年3,4回の分析表を出してもらい引き受けている。自社でも定期検査をしている。

48.堆肥「緑みどり」は袋入り販売はやっていない。将来的にはやりたいが、主はダンプで運んで農地にまくという販売。

49.田原地区で「収量が非常に良かった」という喜びの声があるから、毎日40トン、50トンの肥料が使われている。

50.細谷工場、新城工場製造の肥料は十分販売できると考えている。現状は、田原の農家の1/100ぐらいしか対応できていない。温室にはまだ使われていない。

51.地域への工場公開は行う考えはある。

52.原料の中で下水道公社の汚泥が6,7割くらい。下水道汚泥は、燃やすよりリサイクルという流れで、我々が対応している。

53.土地で5億円、土地以外で5億円を想定している。

54.新城工場の従業員は10名程度(地元を優先したい)を考えている。製品倉庫を想定した製品管理を考えれば、かなりの人数が必要になる。

55.臭いを出さない施設が出来れば、新城の宝の施設になるという気概で進めたい。

56.搬入・搬出時間帯の要望があれば対応する。

57.希望の土地が入手できたので、八名、黒田地区の方にかけてはいけなさと考えている。折り合いをつけた形でやっていく。

58.地域の方の無理解がある。我々は、兵器工場とか麻薬工場とかわけのわからないものを作っているわけではない。ちゃんとしたりサイクルを完成させたいと思っている。

59.市民権を得た形で堆肥を製造している。耕作放棄地に捨てるようなことをすれば、新聞沙汰になっている。営業停止の処分を受けているはず。

60.我々業者に対しての制約が強すぎる。土地の入手が難しい。もし、新城工場で製品ができた時、製造・物流で対応してもらえれば、残りの企業団地を買い求めたい。

61.提供した資料がどの様に利用されるか不安があるので、気持ちよく資料提供できない。名倉地区の方への情報提供が、納得できない対応に利用された。

62.搬出口の構造について再検討する。負圧の維持ができる構造。二重シャッターの考え方等。

63.経済建設委員会の現地視察は、否定前提でなくありのままを見て、アドバイス等を頂きたい。そのための視察と考えて欲しい。

# 細谷工場現地視察報告

日時 H26年4月23日 午後2時30分～午後3時30分

場所 (有)タナカ興業 東細谷工場発酵施設

豊川浄化センター(午後4時30分～午後6時)

参加者(敬称略) 市議会議員 滝川、白井、山崎、山口、打桐、中西

議会事務局 中島、夏目

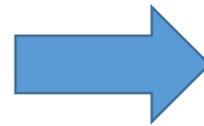
環境課 佐々木

説明者(敬称略) (有)タナカ興業社長、工場長

# <視察目的>

新城市南部企業団地に進出を予定している  
(株)タナカ興業の東細谷工場の現地調査と堆  
肥原料とされている下水道汚泥調査。

東細谷工場正門



# < 堆肥原料搬入口 >

◇簡単なシートのみで、臭いを遮断する効果は弱い。

◇入口シート付近より続く水の流れは、運搬車の洗浄した水の流れた跡。写真右下に設置の枡に流れていく。



堆肥搬出口・・搬入口左横



## ＜洗浄水の流れ＞

堆肥原料搬入口付近の洗浄水は、水の流れ跡の様に枡に流れ落ちる。

枡は3つの連続枡になっており、写真最奥部の枡からあふれた水は、さらに奥（敷地の西の境界付近）に設置されている写真中央のプールに流れていく。

このプールも3つのプールが連続しており、最後のプールからあふれた水が、右下写真に写る農業用溜池に流れていく。

枡→プールと流れていく過程で、有機物は沈殿していき、浄化された水が溜池に流出。

**※新城工場では、外部へ流さないと説明。**



# <一次発酵ブース>

3ブースに別れており、第一次発酵完了したブースの堆肥を第二次発酵ブースへ移動させている。

右上写真の左側(搬入口から直線で侵入した場所)で、搬入物の攪拌を行い、ブースへ運搬。

現時点では、攪拌右側が、第一次発酵の最終段階。奥側が未熟堆肥。

当初は、天井クレーンで攪拌していた。現在は、良好な攪拌ができず、写真に写っている重機で攪拌を行っている。また、奥側(写真下参照)には、攪拌のために、堆肥の山に重機が乗っかりながら、攪拌している。

※新城工場では、攪拌を常時行うのではなく、下側から強制的に通風を行う方式を考えている。



## <二次発酵ブース>

写真の様に、重機で攪拌。ここも大きな山となっていた。

この段階でも、ハエがたかっているところがあった。床面が濡れていた。堆肥下面から沁み出していると思われる場所があった。

最終製品（完熟堆肥の確認を求めたが、今回はその準備ができていないとの理由で、確認はできなかった。



# <脱臭装置>

土壌脱臭方式。内部の空気(臭い)を吸出し(写真右)、3メートル土壌下に埋められた配管から随時噴出させ、土壌内に生息している微生物が、臭い(有機物)を分解し、無臭化するという説明。



## <木材チップ置き場>

木材チップ(水分調整用、有価物)が壁に囲まれて、野積されている。



## <運搬車>

上部は可動式フタで覆われる。積み込み部は溶接構造。搬出部は、シール付き締め込み方式で、液漏れ防止構造。



## <細谷工場を視察しての考察>

- ①**予想以上に大きな山ができており、攪拌の難しさを認識した。経験がないとできないのでは。**
- ②これだけの山ができてしまうと、好気発酵になりにくいと考えられる。
- ③所々にハエが群がっており、腐敗の発生も確認できた。
- ④攪拌のために、堆肥の山に重機が乗っかりながら、攪拌しているようだが、重機の重みで堆肥内の空間が無くなり、さらに好気発酵を阻害しているように考えられる。
- ⑤**二次発酵ブースにおいても、ハエの存在、発酵液の沁みだしを確認した。出荷段階の堆肥もあるはずだが、作業でないと判断が難しい。経験と勘での作業と考えられるが、肥料の安定した品質確保に疑問が残る。**
- ⑥工場内にて20分程度の調査を行ったが、居たたまれないほどの悪臭は感じられなかった。攪拌作業を中止していた影響か？

**⑦工場内の完全な密閉は行われていないため、脱臭装置で工場内の空気を吸い出しても、それほどの効果は期待できない。この構造では、工場周辺部への臭い防止は難しいと考えられる。**

→この失敗を活かし、新城工場の構造は、工場内を密閉し、工場内空気を脱臭装置により吸い出し、内部を負圧にする方式。

**⑧視察で確認した運搬車であれば、臭い、液漏れについては、問題なしと判断。問題は、産廃処理業と運搬業は別会社となるため、運搬会社に臭い・漏れ対策を徹底できるかという点に疑問。**

**⑨堆肥の良好な発酵状態の維持していくか、販売先どの様に確保するのか、という点が今後の課題。**

**※社長の説明では、田原の農家200軒ぐらいと契約しており、供給量はまだまだ足りない状況であるという。**

# 堆肥施肥現地視察報告

日時

平成26年5月2日

場所

田原市農場((有)タナカ興業の堆肥施肥農場)

参加者(敬称略)

市議会議員

滝川、白井、山崎、山口

議会事務局

中島

環境部

小笠原、佐々木

都市計画課

星野

説明者(敬称略)

(有)タナカ興業

社長、工場長、

畑の所有者

1名(名前は未確認)

## <視察目的>

新城南部企業団地に進出を予定している(有)タナカ興業製造の堆肥の施肥状況の確認をするために、休暇村伊良湖付近の農場を視察した。

# ＜堆肥施肥農場の状況＞

一年前にタナカ興業が施肥をした畑。  
トウモロコシが成長している。



畑は、下写真の様に土というより、砂利に近いような状態だった。

一日水をかけ続けても問題ない(畑所有者の声)、というほど水はけは良いようだ。逆に肥料の保持が難しいとも言える。



# ＜堆肥施肥状態＞

混ぜ合わせたチップの形がわかる。

堆肥の完熟度は、70～80%との説明を受けた。

中熟のため、鼻を近づけなくても臭う。多少ハエも目に付く。



# ＜堆肥施肥方法＞

- 1) 畑に、およそ均等に堆肥をまく。
- 2) 施肥量は、1反当たり10トントラックで約10杯が目安。農家の要望に応じている。
- 3) バックホーにて、堆肥と土を攪拌する。攪拌深さは、50～100cm。100cm以上になると、大きな石の層となるため、100cmが限界。
- 4) 攪拌は、畑の均平に注意しながら行う。この均平が農作業にも大事なため、時間がかかる。また、技術も必要。
- 5) 全体の作業は、1反当たり2～3日必要。



# < 堆肥施肥農場農家の声 >

- 1) 堆肥の投入で土が柔らかくなる。投入前のトラクター作業は、石が邪魔をして大変だが投入後の作業は楽になる。
- 2) 冬場は、投入後すぐ植え付けができるが、この時期(未完熟のため発酵が始まる)は半年ぐらい経ってから植え付けしないと作物に障害が出る。
- 3) 作付後、作物の状態を見ながら追肥を行う。状態により、追肥しない時もある。
- 4) 2～3年ぐらいの周期で、堆肥を入れてもらう。

## < 契約内容 >

バックホーによる均平作業も含めて、農家と契約し、規定金額を農家が支払っている。今回、その金額については明確にされなかった。

# <視察を終えて>

## 1) 堆肥か産業廃棄物か？

今回調査に入った農場においては、食品残渣・下水汚泥・チップを原料とする製造物が、堆肥として活用されていた。この現状においては、産業廃棄物は堆肥化され循環している。有価物としての取引も確認。

➡ 堆肥と判断できる。

## 2) 中熟堆肥をどの様に判断すべきか？

- ・ 今回のような畑地（砂利状態）であれば、中熟堆肥が有効と考えられる。
- ・ 完熟堆肥では、発酵が終わっているため、堆肥はさらさら状態で、雨で流失の可能性が高い。中熟が土中の微生物の活動を支えるとも考えられる。

3) 肥沃な土壌においては、今回のような施肥状態（かなり大量の施肥）では、生育不良も考えられるが？

→ 新城での予定工場では、完熟堆肥を目指す。

→ 田原市の特定の農場に於いて成り立つ循環。  
一般農家に幅広く販売する堆肥とは考えにくい。

4) 視察で確認できなかった項目

①堆肥成分のバラつき（N・P・Kの比率）。

②下水汚泥の安全性。

# タナ力興業本社打合せ

日時 平成26年5月14日  
目的 田原農場視察にて未確認事項の確認  
場所 (有)タナ力興業本社

## 確認者

- (有)タナ力興業 社長、工場長
- 建設経済委員会 白井倫啓
- 環境課 佐々木参事

## <確認事項>

①堆肥成分のバラつき（N・P・Kの比率）。

→ バラつきの存在を確認。食料品残渣、下水道汚泥のバラつきのため、安定化の課題あり。

②堆肥の安全性。

→ 年3回実施のデータ確認。農水省の下水汚泥堆肥に規定されている重金属「ヒ素」、「カドミウム」、「水銀」、「ニッケル」、「クロム」、「鉛」の含有割合は、いずれも基準以下。

→ 放射性物質分析データも確認。→対象物質不検出。

→ 食物に対する害に関する植栽試験（H25.8.30付）  
→異常症状無し。

**※データ公開は、タナカ興業の許可は得られず。**

### ③ 下水道汚泥の安全性。

下水道汚泥の最終汚泥検査データを確認する。廃掃法基準による確認データ（豊川浄化センターより入手）

→ 「ひ素」、「カドミウム」、「水銀」、「クロム」、「鉛」の含有割合は、いずれも基準以下を確認した。



タナカ興業製造の堆肥については、以上の範囲にて各種安全基準違反は確認できなかった。

# 新城市議会6月定例会一般質問

＜産廃関係質問者＞（敬称略）

- ◆小野田直美 「産業廃棄物処分業進出について」
- ◆浅尾 洋平 「産業廃棄物処理施設について」
- ◆白井 倫啓 「新城南部企業団地の対応について」
- ◆中西 宏彰 「産業廃棄物処理業者の進出について」

# 新発田市視察報告

<視察日>

日時 平成26年8月19日(水)~8月20日(木)

視察者(敬称略)

- ・黒田区 1名
- ・一鍬田区 1名
- ・東清水野区 1名
- ・環境部環境課 小笠原副部長兼課長・佐々木参事  
夏目主事
- ・市議会議員 山口洋一・白井倫啓

# 新発田市の概要



- 面積532.82km<sup>2</sup>、人口10万1683人（平成25年10月末現在）です。
- かつて東洋一といわれた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもあります。
- 昭和22年に市制を施行してから、昭和30年に五十公野、米倉、赤谷、松浦、菅谷、川東の6村と、31年に加治川村の一部、34年に佐々木村と合併しました。平成に入り15年7月7日に豊浦町と、そして17年5月1日には紫雲寺町・加治川村と合併しました。
- 城下町の歴史と文化、全国的にも有名な月岡温泉、山から海までの豊かな自然など、たくさんの魅力を持つ新発田市は、「住みよいまち日本一健康田園文化都市しばた」を目指し、これからも発展していきます。

# 新発田市の食の循環によるまちづくり

- ◇ 私たちの周りには、「食」の安全性の問題、食生活の乱れによる生活習慣病の増加、伝統の食文化の喪失、食品残渣の大量廃棄など、「食」をめぐる様々な問題が起こっています。
- ◇ これは、「食」と「農」の距離が広がり、「食の循環」の営みをおろそかにしてきた結果ではないでしょうか。
- ◇ このような今だからこそ、私たちがつながりを深めて「食の循環」の流れを取り戻し、私たち人間や環境、社会にとって望ましい「食」を実現するため、「食の循環」の流れを取り戻す必要があるのです。
- ◇ 食の循環によるまちづくりは、市民、事業者、市が毎日の暮らしの中で、「食」の大切さを意識し、「食の循環」におけるそれぞれの役割を理解し合い、行動することで、「食の循環」の流れを再生し、その循環をまちづくりに活かしていこうというものです。
- ◇ この「食の循環によるまちづくり」を進め、最終的には健康で心豊かな人材の育成、産業の発展、環境との調和、まちのにぎわい等の「地域の活性化」と「市民生活の質の向上」をめざしていきます。

# 新発田市の 「食の循環によるまちづくり」条例

## 食の循環によるまちづくり条例 前文

新発田市には、私たちの毎日の食を育む「豊かな大地」があります。

かつてはそこで作物を育て、それを食べ、残ったものは土に還すといった「食の循環」が形成され、人々は大地を大切にしている行為を通じて、生きるうえで必要な人間性も育んできました。

しかし、今日では食を取り巻く環境も変わり、食の循環のつながりが断たれ、様々な問題がおきています。

前文では、これらの問題を解決するため、先人たちの営みを手本として、食の循環を尊び、再び食の循環をつくり上げる、全国でも例のないまちづくりに取り組む決意を述べています。

## 市民・事業者の皆さんの役割

- ★産業発展のため、市民は地元で作られたものを消費するようにし、事業者は地域の特性を活かした事業活動に取り組みましょう！
- ★健康と生きがいの増進のため、市民は地元食材を取り入れつつ、バランスのよい食習慣と望ましい生活習慣を身につけ、事業者は健康で生きがいのもてる地域社会づくりに貢献しましょう！
- ★教育の分野において、市民は食に関する習わしや文化の継承など、家庭や地域での食育に努め、事業者は豊かな人間性を育むことのできる地域社会づくりに貢献しましょう。
- ★環境保全のため、市民と事業者はごみを出さないことを心がけ、やむなく出たごみは分別や堆肥化するなどして資源の再利用に努め、環境に気を配りながら行動するようにしましょう。
- ★観光振興のため、市民はまちの魅力に誇りを持ち、“もてなしの心”をもって来訪者と交流し、事業者は魅力ある地域社会づくりと来訪者と地域の人々の交流促進に貢献しましょう。



# なぜ、有機資源センターの建設に至ったか？

- ◇「家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制定。平成11年。→平成16年に本格施行。
- ◇「廃棄物処理法の改正」(平成16年)。野焼きなどに対する罰則の強化→稲わら・もみ殻の大量焼却禁止
- ◇堆肥の需要
  - 1.水稲作付6,300ha→副資材のもみ殻の確保が可能。
  - 2.アスパラガス、ねぎなどの畑作物が多い。
  - 3.農家を含めて多く市民が家庭菜園を営んでいる。

# なぜ、有機資源センターの建設に至ったか？

## ◇堆肥の原材料の確保先

1. 中学校10校、小学校22校→堆肥の原料を確保
2. 生ごみ回収モデル地区→11自治会(市内の約7%の人口を占める)
3. 市内の畜産業(平成26年2月1日現在)
  - ・乳用牛(27農場／1,333頭)、肉用牛(23農場／1,857頭)、  
養豚(13農場／19,571頭)、養鶏(3農場／761,992羽)
4. 酒造会社や米菓などの食品産業が盛ん。



「食の循環によるまちづくり」を有機的に結び付ける  
施設として有機資源センターを建設

# 新発田市 食の循環によるまちづくり条例

## 「食の循環」をみんなの力で!!

食の循環について  
みんなで考えてみよう!

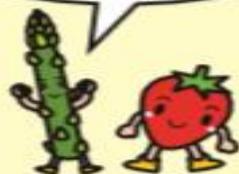


● **食事**  
食への感謝と楽しい生活習慣  
の確立・定着



● **調理**  
食文化の継承と年代に  
応じた料理の習得

活力みなぎる  
ふるさと、新発田を  
みんなでつくっていこう!



● **残渣処理**  
「食の循環」の浸透とごみの分別  
の徹底

### 新発田市が考える「食の循環」

「豊かなる大地」を守るため、たい肥を活用した土づくりを行い、農業や化学肥料に過度に頼らない安全・安心な農産物を栽培します。収穫した農産物を直接または加工して販売し、消費者が購入しやすいしくみを作ります。家庭では、その農産物を栄養バランスを考えながら調理し、なるべく残さずにいただきます。そして、調理くずや食べ残しの生ごみからたい肥を作り、また土に還します。この一連の流れを、すべての市民が日々の暮らしの中で作り上げ、活用することが新発田市の考える「食の循環」です。



● **販売・購入**  
地場産農産物や加工品、特産品の  
販路拡大

平成21年1月1日に  
施行されました!



● **肥料づくり・土づくり**  
たい肥を活用した土づくりの推進



● **栽培・収穫**  
消費者を意識した安全・  
安心な農産物の生産促進



● **加工**  
地場産農産物を使用した新たな  
農産加工品の開発促進



新発田市

# 永島大使も絶賛！ しばたの地場産

俳優の永島敏行さんに、平成22年10月から平成25年3月末まで、食の循環大使として活動していただきました。

## 大峰かおり

古くから加治川地区で栽培されている晩生枝豆。

味も極めて良く、色の鮮やかさが特徴。栽培方法が難しいことから、「幻の枝豆」と呼ばれています。

現在普及会が発足し、栽培方法や生産者の拡大を進めています。

[「大峰かおり」の詳細はこちら](#)



こちらはH23.10.21にイオン新発田店で開催された「永島大使ふれあい交流会」の時のものです。→



### ◆大使のこれぞ しばもん！ ～大峰かおり～ ◆

幻の枝豆大峰かおりを私はまだ一度しか口にしていない。

去年の秋に新発田市を訪れた際に生産者の方に御馳走していただいた。

ボリューム感があり、旨みが口の中全体に広がり手が止まらないおいしさだった。

新発田市の加治川地域にしかないと聞く大峰かおり。

今後産地として大きく伸びて晩生の枝豆と言えば大峰かおりと言われるようになって欲しいですね。

そうしたら私は自慢しますよ各地で。

まだ、幻と呼ばれていたころから私は食べていたんだと。

# 視察報告

## ＜各施設比較表＞

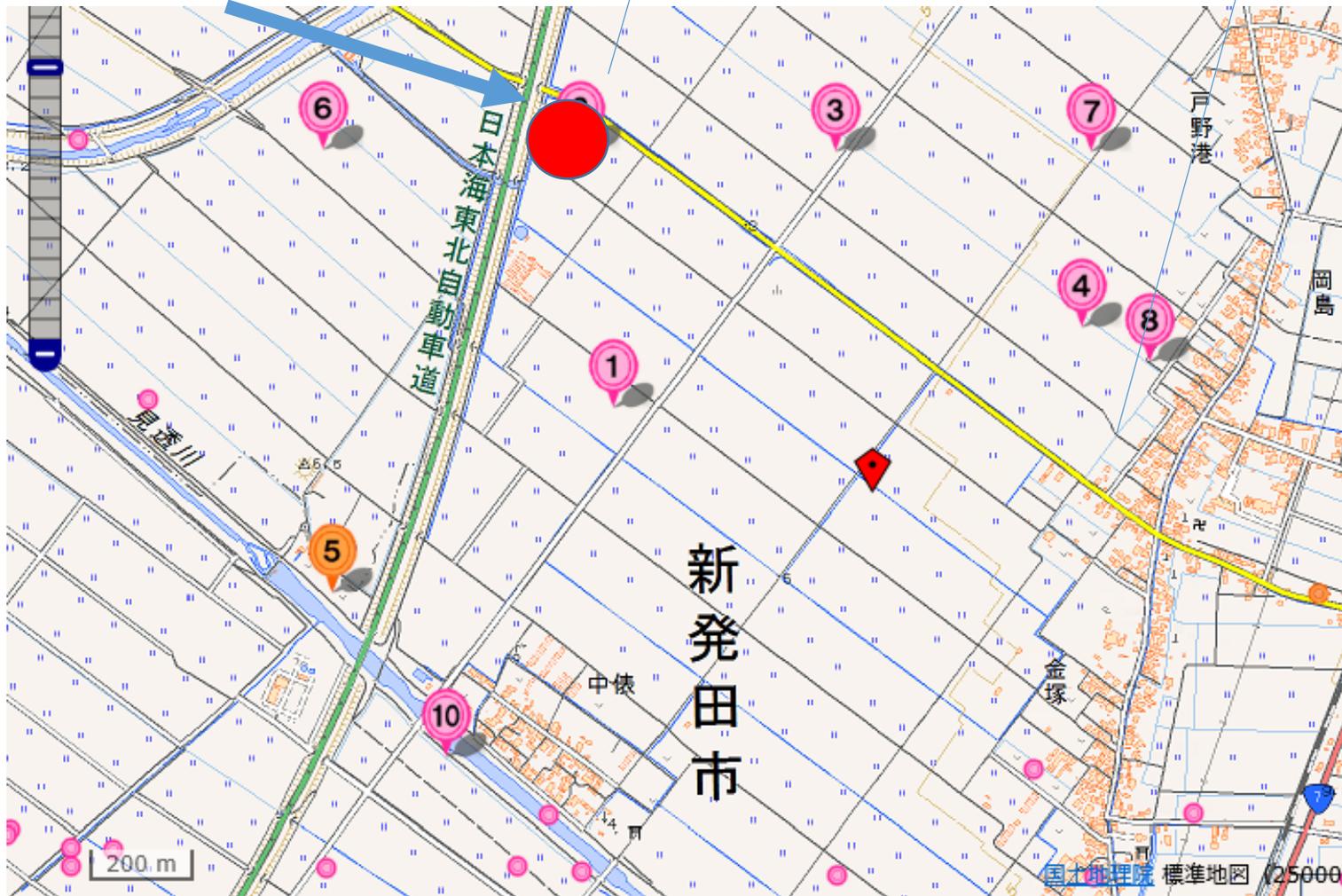
施設名	加治川有機資源センター	米倉有機資源センター	板山有機資源センター	タナカ興業堆肥化施設
敷地面積	10,005㎡	28,833㎡	15,000㎡	13,706㎡
建物面積	3,079㎡	5749㎡	5,615㎡	4,245㎡
建設費	474,027千円	762,523千円	685,550千円	
日処理能力(副資材を除く)	20 t (15,1 t)	30 t (23 t)	30 t (25 t)	40 t (将来120 t)
建設年度	平成17年	平成17年	平成17年	平成26年
堆肥生産能力	特殊 約1,598 t /年	特殊 約1,474 t /年	特殊 約1,600 t /年	
		普通 約1,498 t /年		
原料	家畜ふん+生ごみ+もみ殻	家畜ふん+生ごみ+もみ殻	家畜ふん+生ごみ+もみ殻	
		汚泥+もみ殻		
ロックウール表面積	370㎡	550㎡	550㎡	403.5㎡
職員体制	2名	3名	3名(内パート1名)	

# <臭いについて>

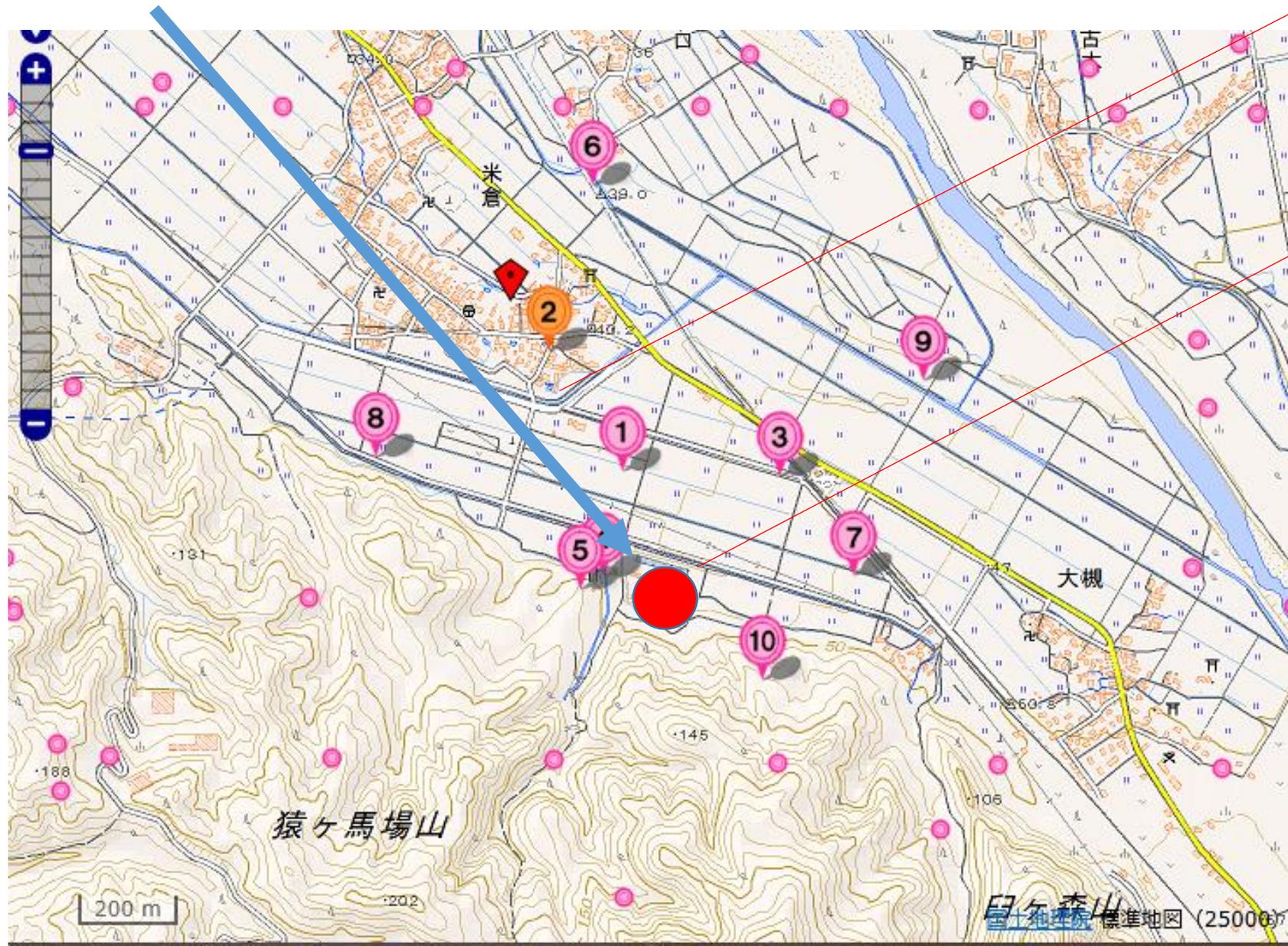
## 1.各資源化センター位置

### ◇加治川有機資源化センター

約1200m

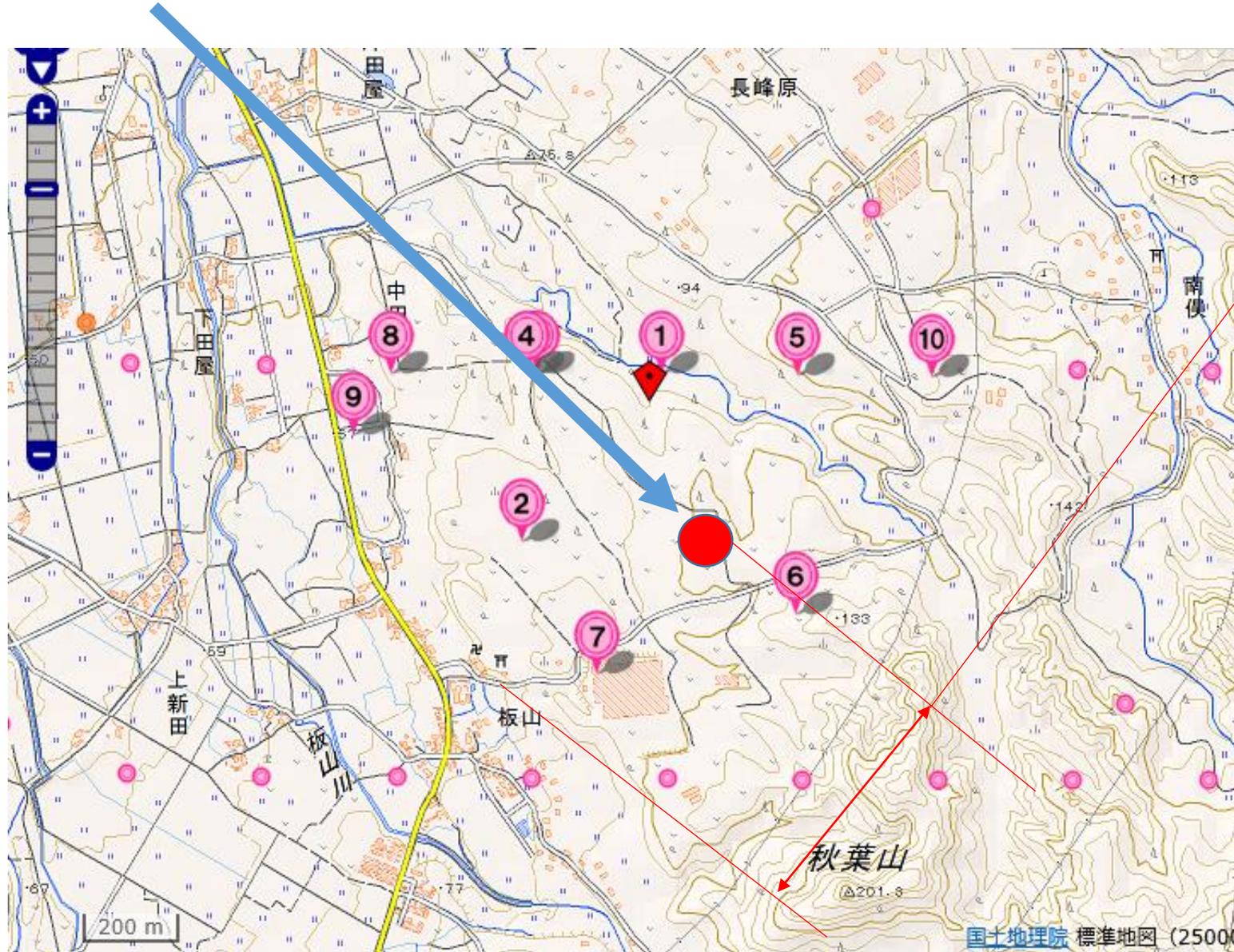


# ◇米倉有機資源化センター



約500m

# ◇板山有機資源化センター



約600m

## 2. 苦情状況（有機資源化センター周辺の臭いと混同の可能性あり）

①平成24年度：米倉3件・板山1件・加治川7件 計11件

②平成25年度：米倉7件・板山0件・加治川2件 計9件

※米倉の苦情は落雷による停電の影響

③平成26年度：米倉0件・板山0件・加治川1件 計1件（8/18現在）

## 3. 堆肥発酵対策

### ①好気発酵の維持

- ・経験が重要

- ・適度な水分量の維持・・・発酵時の液は臭い発生につながるため別途処理。

- ・間欠通気・・・タイマーによる自動通気（季節により変更）※当初は24h通気

  - ※通気孔位置に配慮すべき。ホイールローダーの車輪を避ける事

- ・定期的な攪拌・・・週3回（※攪拌時に臭い発生）→住民の生活サイクルを考慮

### ②消臭剤の間欠作動（15分間隔）・・・後日手作り対応。

③完熟対応・・・製品は全て完熟のため臭い、浸出液漏洩無し。

④施設内浸出液対策・・・別施設で処理。循環させると臭気を増幅させる。

## 4.建屋対策

### ①当初、密閉対応

→密閉度を上げると傷みが早い(アンモニアの影響)



現在は、密閉状態ではない。側面のメッシュ部にアンモニア脱臭シート取り付け。堆肥ブロック全体をビニールで囲い吸引。

### ②脱臭装置

- ・脱臭方法      ロックウール方式(パナソニック環境エンジニアリング(株))
- ・定期点検      年4回(委託費90万、3ヶ所×4日)
- ・維持管理      ※維持管理が安い(担当者の声)

◇10年間重大なメンテナンスは行っていないとの事。

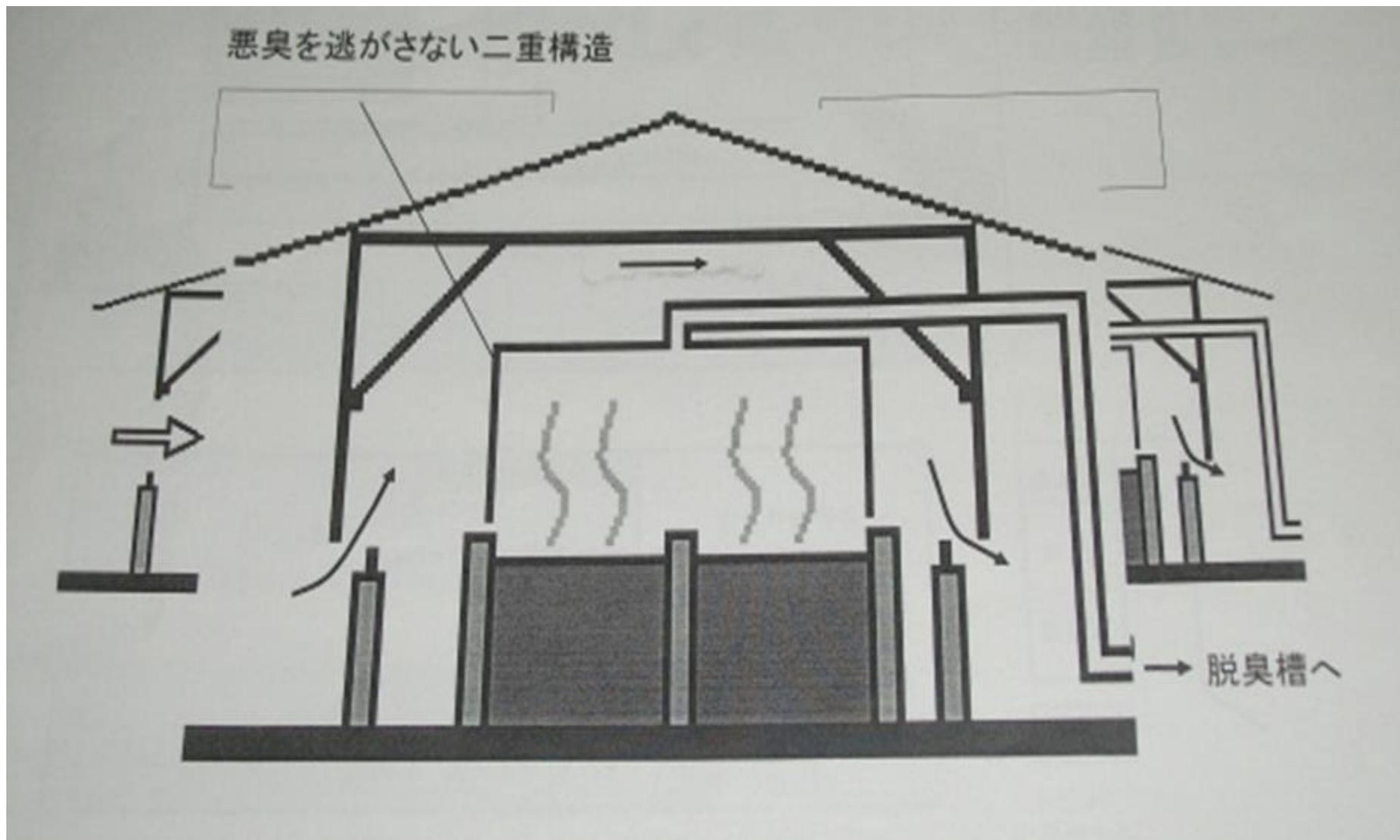
◇毎日約15分散水(乾燥で微生物死滅)。散水の水は循環。

→散水時約40分間吸気停止(水を全体にいきわたらせるため)

◇定期的なロックウール部の洗浄

- ・脱臭効果      入口臭気濃度 50ppm→出口臭気濃度 5ppm

# ＜参考建屋構造＞



## 5.運搬・搬入対策

- ①畜ふん→畜産農家が自家用ダンプ(ビニールシートの覆い義務付け)で搬入
- ②生ごみ・汚泥(企業分)→廃棄物専用のパッカー車・ダンプ
- ③生ごみ(学校・自治会)→廃棄物専用のパッカー車・ダンプ

## 6.堆肥

- ①普通肥料・・農業集落排水、食品産業汚泥を原料とした堆肥。  
新潟県では田畑で使用不可。米倉のみで生産。  
H25年度生産量 928トン→法面緑化などに利用。
- ②特殊肥料・・家畜ふん、生ごみ、食品残渣を原料とした堆肥。  
H25年度生産量 6,115トン→全てが田畑に還元

※下水道汚泥・・今後、公下の下水道汚泥処理を検討。

重金属の心配で使用を控えてきたわけではない。

## 6.臭気測定→週2回。脱臭槽のアンモニア濃度、敷地境界線のカルモアデータ。

※カルモア機器(30万円/台)、敷地境界カルモアデータ(下表)

日付	天気	加治川有機資源センター				米倉有機資源センター				板山有機資源センター			
		東	南	西	北	東	南	西	北	東	南	西	北
8月7日	曇り	676	595	627	693	547	576	594	623	562	594	572	542
		<備考>加治川庁舎車庫前				406							

※米倉は人の鼻による調査(週2回)も実施。

## 7.その他

- ①稼働状況 300日(原則、日曜日が休日)
- ②H26年度決算 -2800万円(内 約1700万円が無料分)
- ③販売先の確保が重要。販売先が確保できず操業停止に至った企業が市内に存在。120tf/日は困難では？(担当者の声)
- ④ロックウール脱臭装置  
米倉は30t/日量で550m<sup>3</sup>のロックウール使用の脱臭装置となっており、タナカ興業の120t/日量に換算すると2,199m<sup>3</sup>となり、机上計算値からして $515.5 \div 2,199 = 18.34\%$ の能力しかないと考えられる。
- ⑤工場は開放されていたが、臭いは工場外ではあまり感じなかった。

# 現地報告(加治川有機センター)

- ◇一次発酵槽・・回転式攪拌機。約30日間発酵。
- ◇二次発酵槽・・強制通気。ホイールローダーによる切り返し。  
約30日間発酵。







# 現地報告(米倉有機資源センター)

- ◇一次発酵槽・スクープ式攪拌機。約14日間発酵。  
75m×4mの2槽(普通・特殊肥料ライン各1槽)
- ◇二次発酵槽・強制通気。ホイールローダーによる切り返し。  
約50日間発酵。





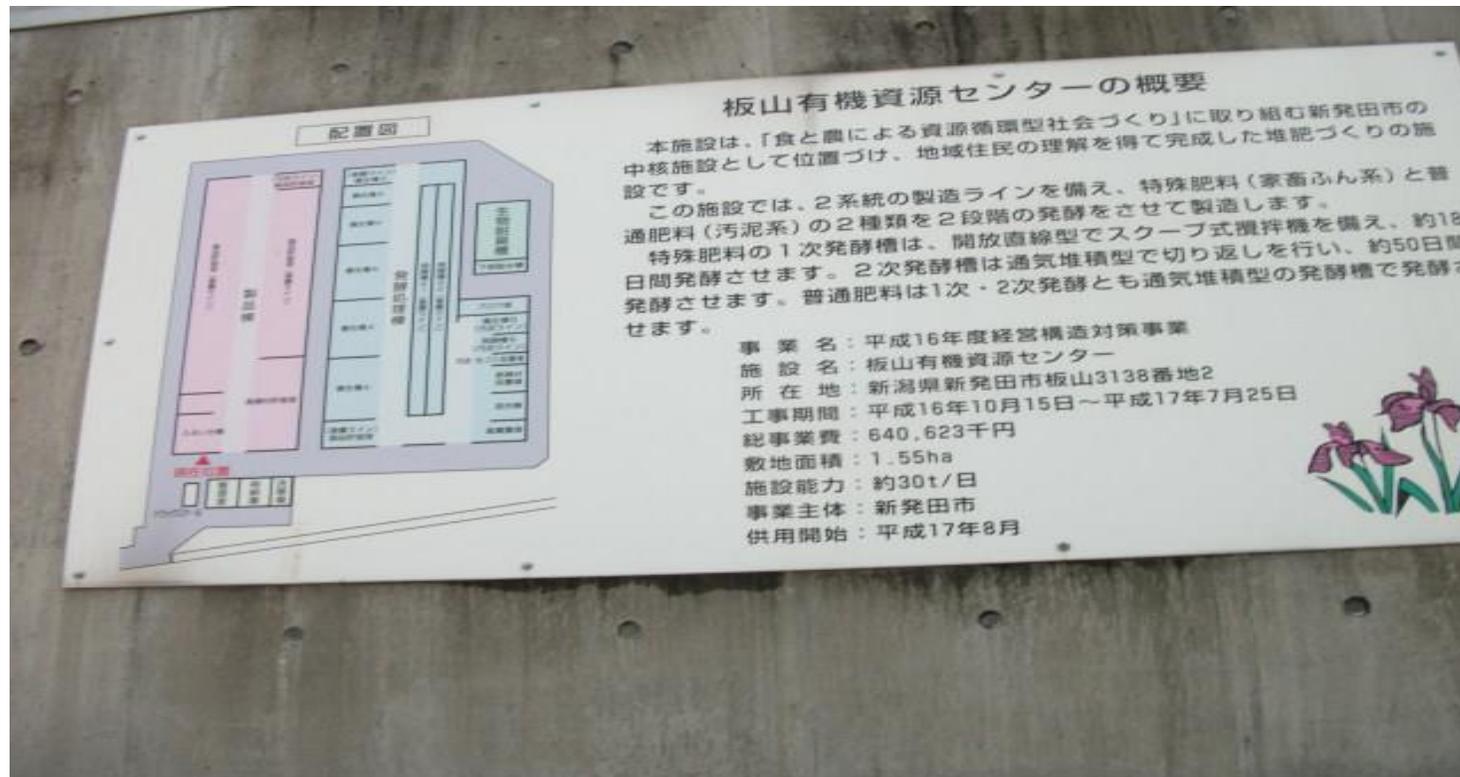






# 現地報告(板山有機資源センター)

- ◇一次発酵槽・スクープ式攪拌機。約14日間発酵。  
75m×4mの2槽(特殊肥料ライン)
- ◇二次発酵槽・強制通気。ホイールローダーによる切り返し。  
約50日間発酵。







# 新発田市視察を終えて

## 1. 工場内の負圧について

- ・新発田市・・・負圧では不具合発生。開放型工場。
  - ➡ 作業者の作業環境が過酷。
  - ➡ アンモニア発生により工場内の腐食が早まる。
- ・タナカ興業・・・負圧で外部への臭い漏れ防止。

## 2. 攪拌の必要性

- ・新発田市・・・良好な発酵のための試行錯誤。
  - ➡ 週3回の攪拌。間欠通気・・・タイマーによる自動通気(季節により変更)※当初は24h通気。
- ・タナカ興業・・・24h通気。攪拌は搬入時のみ。

### 3. ロックウール表面積

- 新発田市 → 30t／日量で550m<sup>3</sup>
- タナカ興業 → 120t／日量で404m<sup>3</sup>

### 4. 発酵時間

- 新発田市 → 54日間
- タナカ興業 → 40日間

### 5. 浸出液対策

- 新発田市 → 工場外にて処理(臭い防止)
- タナカ興業 → マイクロバルブ処理後、発酵堆肥の水分調整に使用

## 6. 堆肥販路

・新発田市



全量農家へ

・タナカ興業



約200軒の農家と契約。要望に  
応えられていない。

## 7. 一次発酵槽

・新発田市



攪拌機付75mライン。ライン全  
体をビニールで囲み吸引。

・タナカ興業



ブロック単位にて個々に発酵。  
発酵時間の管理が困難。経験が重要。  
ブロック毎にビニールで囲い吸引。

# 勉強会（産業廃棄物の適正処理）

日時 11月4日

場所 新城市議会 委員会室

講師 中島 国輔 氏  
NPO法人 愛知県環境カウンセラー協会 監事  
元愛知県職員（環境部）

主催 経済建設委員会 部会

# ポイント

1.法律は短く、通達は山の様に存在している。その時々々の行政指導が重要。

## <廃棄物か否かの判断>

- ・廃棄物処理法第2条第1項(定義)
- ・行政処分の指針(通知)

H17.8.12 環廃産廃第050812003号

「廃棄物の該当性の判断について」

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に判断すべき。



未熟堆肥の判断に悩んだ(現職の時)

## 2. 排出事業者の自ら処理と保管

廃棄物処理法第3条（排出事業者責任）

「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、**自らの責任において適正に処理しなければならない**」



委託する時



契約書の締結。マニフェストの運用の徹底。

※廃棄物と一緒に収集運搬業者へ引き渡したマニフェストは、処理が終わるまで廃棄物と一緒に移動する。最終処分が終われば、排出事業者にマニフェストが返送される。

### 3. においの規制基準

※南部企業団地は、第3種地域(敷地境界線で判断)

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

区分	対象とする地域	対応臭気強度	臭気指数
第1種地域	住居の用に供されている地域	2.5	12
第2種地域	第1種と第3種の間地域	3	15
第3種地域	主に工業の用に供されている地域	3.5	18

## 4. ヒ素について

### ①基準の決め方

➡ 10万人の内1人に障害が生ずる値の1/100

### ②土壌の含有基準 溶出試験 0.01mg/l

田原の農地から検出された基準の5倍の考え方

➡ 基準の決め方から考えて、5倍程度は誤差範囲と考  
えている。

### ③ヒ素は自然界に存在している。

➡ 乾燥ひじき、米ぬかにも含まれる

➡ 土地由来のヒ素も考えられる。

➡ 田原農地へのまさ土(花崗岩の崩壊土)の客土の  
可能性も考えられる。

# 新城市議会9月定例会一般質問

## ＜産廃関係質問者＞（敬称略）

- ◆白井 倫啓 「新城南部企業団地産廃問題について」
- ◆浅尾 洋平 「南部企業団地の産業廃棄物処理施設について」
- ◆中西 宏彰 「産業廃棄物処理施設の進出に伴う市の対応」

# 第5回産廃対策会議出席

<日時> 11月27日

<場所> 富岡ふるさと会館

<出席者>

- ・経済建設委員会委員

滝川健司、白井倫啓、夏目勝吾、山口洋一、山崎祐一、打桐厚史

- ・地元在住議員

中西宏彰

<議題>

- ・愛知県企業庁からの経過説明

# 新城市議会12月定例会一般質問

## ＜産廃関係質問者＞（敬称略）

- ◆白井 倫啓 「新城南部企業団地産廃問題について」
- ◆山口 洋一 「新城南部企業団地への産廃施設業者の進出対応について」
- ◆浅尾 洋平 「産廃処理業者タナカ興業と県企業庁、県と新城市との関係について」
- ◆中西 宏彰 「産業廃棄物処理施設の進出に伴う市の対応について」

# 県企業庁説明概要

## <経過>

H20.6.13 (株)ケンメイと分譲契約締結

H21.10.1 (株)ケンメイ操業開始

H22.10.20 (株)ケンメイ倒産

H22.10.26 新城市と(株)ケンメイ倒産に係る打合せ

※(株)ケンメイの代理人に、転売先を「製造業・物流業とするよう  
に企業庁から連絡することを確認。

H24.6.20 新城市が(有)タナカ興業に文書(進出に賛同しかねる)を送付。

→ 新城から情報提供無し。

H24.8.2 裁判所が不動産競売開始を決定。

H24.8.13 裁判所から愛知県の照会。買戻し特約行使の是非等の確認

- H24.8.15 県企業庁長名にて、裁判所に回答送付。  
※買戻し特約の行使しない、買戻し特約抹消への協力する等
- H25.3.6 不動産競売に係る入札公告。
- H25.4.17 (有)タナカ興業落札。
- H25.5.14 (有)タナカ興業への所有権移転登記。
- H25.5.17 新城市と打合せ。**  
※(有)タナカ興業宛H24.6.20付文書確認
- H25.7.8 買戻し特約抹消。**  
➡ **抹消は県の義務。新城市との情報交換はしていない。**

## <回答概要>

1. 隣地の大森木材が、(株)ケンメイ跡地を買受けたいとの記録は無い。
2. (株)ケンメイと企業庁との売買契約に照らして、破産管財人から、買戻し特約の抹消登記を求められれば応じるしかない。  
→ あくまでも、県企業庁の判断である。要検証。
3. タナカ興業社長が、新城市議会経済建設部会で「空いている土地を買い求めたい」と言っている件→新城市の意向に従う。
4. (株)ケンメイへ販売完了を持って責任を果たしている。(株)ケンメイ跡地の買戻し、代替地との交換等の考えは無い。
5. (株)ケンメイの操業確認(買戻し特約抹消の1条件)は、届け出を受け、職員が現地で確認した。
6. 誘致企業が短期間で倒産した事例は、(株)ケンメイ以外で2件あり。

7. 裁判所からの照会(買戻し特約行使の有無など)を受けた時、タナカ興業の動きを知らなかった。
  - 裁判所は、(株)ケンメイと企業庁との契約条項を知らなかったので、照会してきたと思う、との回答。
8. 破産管財人=(株)ケンメイと考えている。
  - あくまでも、県企業庁の判断である。要検証。
9. 産廃中間処理施設は、製造業という考え方もあり得る。

# 経済建設委員会としての産廃方針

## ◎基本方針

事実に基づき、法に則り判断する。

◆責任の明確化。

◆産廃対策会議を中心とした活動の支援。

①(有)タナカ興業との話し合いの促進。

②環境保全協定内容の明確化。

③製造堆肥の安全性・有用性の検討。

④その他